

## 乗鞍岳火山防災協議会規約の改正について

### 1 改正理由

- ・有事の際などに専門家から円滑に助言等を受けるため、協議会、専門家の役割及び位置付けの明確化
- ・会員の追加及び所属名称の変更による

### 2 改正内容

#### (1) 規約本文の一部を以下のとおり改める

旧（現行）	新（改正案）
<p>第2条 協議会は、前条の目的のため以下の事項を行う。</p> <p>(1) 火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。</p> <p>(2) 火山噴火時の警戒避難体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 火山防災意識の啓発活動に関すること。</p> <p>(4) 長野県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。</p> <p>(5) 松本市及び高山市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。</p> <p>(6) その他、目的達成のため必要と思われること。</p>	<p>第2条 協議会は、前条の目的のため以下の事項を行う。</p> <p>(1) 火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。</p> <p>(2) <u>火山活動の状況に応じた警戒避難体制の整備に関すること。</u></p> <p>(3) <u>噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、長野県、松本市、岐阜県、高山市及び関係機関相互間の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) 火山防災意識の啓発活動に関すること。</p> <p>(5) <u>岐阜県及び長野県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。</u></p> <p>(6) <u>高山市及び松本市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他、目的達成のため必要と思われること。</u></p> <p><u>2 前項の事項を行うため、別表1の第7号に定める会員が、協議会に対して意見を行った場合、その意見は技術的助言として、協議会が行う火山防災に関する検討のため活用するものとする。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p>第3条</p> <p><u>5 第1項に定める会員に対して、会長から委嘱状を交付する。ただし、職名の指定による委嘱を受けている会員に対しては、委嘱状の交付を省略することとする。委嘱の期間は、委嘱を行った日から2年間とする。ただし、双方のどちらかの申出が無いときはさらに2年間継続し、以後も同様とする。</u></p>

(新規追加)	<u>附 則</u> <u>この規約は、令和5年2月15日から施行する。</u> <u>第3条第5項の委嘱を行った日について、当規定の改正前に委嘱を受けていた者に対しては、新たに令和5年2月15日に委嘱を受けたものとみなす。</u>
--------	--

**別表 1**

区分	改正前		改正後	
第3号	(新規追加)		国土交通省 北陸地方整備局 河川部河川計画課	課長
第7号	国立大学法人京都大学 防災研究所附属 地震予知研究センター	所長 大見 士朗	国立大学法人京都大学 防災研究所附属 地震災害研究センター	所長 大見 士朗
第8号	(新規追加)		国土交通省 北陸地方整備局 防災室	室長

### 3 施行日

令和5年2月15日